



久米島おとな健康プロジェクト④

受動喫煙防止条例について ① 病院長 深谷 幸雄

それではこれから受動喫煙防止条例について、のシリーズを始めましょう。2010年WHO世界保健機構とI.O.C.国際オリンピック委員会は協定に調印し「たばこのないオリンピックをめざす」とになりまし。これは会場の禁煙化ばかりではなく、たばこ産業のスパンサーシップも拒否するものです。これ以後パルセロナから始まってリオデジャネイロに至るまでオリンピック開催都市はすべて罰則つきの「受動喫煙防止条例」が制定されています。そしてオリンピック関連から拡大し、この七年間でヨーロッパ、アメリカばかりで無くアフリカ、オセアニア、中東、アジア各国でも、日本と北朝鮮を除く大多数の国が受動喫煙防止条例を施行し、公共の場や屋内を全面禁煙にしています。この世界の流れから言っ

て、「たばこに関して世界で最も後進国日本」と言われている理由がおわかりでしょうか。それほど受動喫煙というものが健康に害を与えていると言っていることをこれからシリーズでお伝えしたいと思います。(喫煙が健康に最も害を与えることも強調したいのですが、今回はあえて受動喫煙に焦点を絞って話をします)まず受動喫煙に関する言葉を説明しましょう。たばこを吸う時に口から吸い込まれて肺の中に入っていく煙を「主流煙」といいます。これを「能動喫煙」と言います。たばこから直接立ち上ってくる煙や「能動喫煙」の後、口からはき出されてくる煙を「副流煙」と言います。この「副流煙」をたばこを吸わない人が吸い込むことを「受動喫煙」と言います。旦那さんがたばこを吸う場合、奥さんの受動喫煙による健康被害は一日5〜10本のたばこを吸わない人の受動喫煙による死亡リスクは14〜75%増加するという数字が示されています。たばこの煙はおいが不快だということではなく、それを吸うことによってもたらされる健康被害だと言ったことをまず認識して欲しいと思います。今回は受動喫煙による健康被害についてお話ししよう。



野外焼却は禁止されています!

廃棄物処理法では、「焼却禁止の例外」を除き、何人も廃棄物を焼却してはならないと厳しく規制しています。そのため、家庭や事業場から出た廃棄物を野焼き又はドラム缶や一斗缶などで焼却する事はできません。また、小型焼却炉であっても、法で定められた構造基準を満たさないものは使用できません。

野外焼却は罰則の対象となり、5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金又はこの併科、法人はさらに両罰則規定で3億円以下の罰金に科せられます。



お問合せ 環境保全課 ☎985-7126

農業委員会だより



平成28年度 農地パトロールが実施されました。

「遊休農地の実態把握及び発生防止・解消対策、農地の違反転用発生防止・対策」に取り組む事を目的として、農業委員が各担当地区ごとに農地パトロールを実施しました。

農業委員会総会(許認可業務の審議会)が開催されました。町農業委員会では、10月25日仲里庁舎において、平成28年度第7回農業委員会総会を開催し、農業者等からの申請のありました案件に審議しました。

①農地法第3条の規定による許可申請→2件  
審議の上、許可されました。



第9回(12月)農業委員会総会の開催日 ————— 12月26日(月)  
許可申請書及び届出書等の申請締め切り日 ——— 12月15日(木)

お問合せ 農業委員会 ☎985-7134

風の帰る森

定期便り



第14号

今月の担当  
久米クリエーション  
渡辺 信介

今回は、いいお産の日にイベントと風人(かぜびと)での取組紹介です。

11月3日のいいお産の日に旧中学校の体育館で行われた「第三回いいお産の日イベント」と、10月30日に久米島空港2階の久米島町コワーキングスペース「風人カフェ」で行われた甘酒教室ワークショップの紹介です。



△風の帰る森やカメのTシャツを販売

久米島町営バスにも使われているカメマークのTシャツ。バスの色に合わせたハワイアンブルーのTシャツは子ども達に人気でした。



△甘酒教室ワークショップ

前回の石鏡教室ワークショップに続くナオミ先生による風人カフェ2回目のワークショップ。甘酒の効能から作り方を1時間に凝縮した講義実習形式のワークショップでした。

お問合せ プロジェクト推進室 ☎098-985-7141